

建設工事における最低制限価格及び低入札調査基準価格の算定基準について

R 7 . 4
財政政策課

町発注工事における適正な施工の確保を図るとともに、ダンピング防止の観点から、一定基準以下の低入札については法令の規定に基づき、最低入札価格で応札した者を落札者としない取扱いとする「最低制限価格制度」及び「低入札価格調査制度」を活用しています。

1. 最低制限価格（建設工事）の算定基準（請負対象設計金額が5,000万円未満の工事）

令和4年中央公契連モデルを採用しています。

○算定基準

直接工事費×0.97+共通仮設費×0.90+現場管理費×0.90+一般管理費×0.68

○範囲

予定価格の7.5/10~9.2/10（千円未満の端数は切上げ）

※工事の種類別の工事費内訳については別表参照

2. 低入札調査基準価格の算定基準（請負対象設計金額が5,000万円以上の工事）

○算定基準

予定価格の3/4

〈参考〉低入札価格調査対象工事における工事費内訳別失格基準（全ての工種）

○次のいずれか1項目以上に該当する場合は失格

- ・直接工事費及び共通仮設費積上分が町積算の70%未満
- ・共通仮設费率分が町積算の50%未満
- ・現場管理費が町積算の50%未満
- ・一般管理費等が町積算の30%未満

※工事の種類別の工事費内訳については別表参照